

倉吉市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事の事業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和8年9月2日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を廃止する者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第61号
所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野1994番地1
名 称 有限会社中本建設
代表者 代表取締役 中本浩昭

2 廃止した日

令和8年8月25日